

「税務上の不良債権の償却と民商法の改正による利息の軽減について」 辻本 浩一郎

<税務上の不良債権の償却について>

歳入法の下で発令された省令 No.374B.E. 2564 (2021)が2021年4月29日に発効し、売掛金からの不良債権の償却についての法人税法規が改正されました。新しい税法規は、会計年度が2020年1月1日以降に開始する会社に適用されます。この変更は、2020年1月1日より公的説明責任を負う全ての会社に適用されている会計基準である、タイ財務報告基準 (TFRS9) と合致するように、改訂されました。

この改正は、以前の債務水準が長い間適用されてきたため、歳入局は、現在の事業及び経済状況により調和するように、償却される債務水準を増やす時期であると判断したことによるものです。

一般的に不良債権とは、回収することができない売掛金のこととなりますが、このような場合、会社は売掛金勘定からその債権を切り離して、納税額を減額することができます。債権者は債権を償却する前に、次のとおり、歳入局が規定する一定の基準及び手続に従わなければなりません。

改正内容は下記のとおりです。

1. 200万バーツ超の債権（改正前 50万バーツ超）

- (1) 債務の支払請求を行い、当該事案に対して適切な範囲で債務を督促する。且つ、
- (2) 債務者に対して民事訴訟を提起し、裁判所が執行命令を出す。又は、
- (3) 債務者に対して破産訴訟が提起され、裁判所が執行命令を出す。

2. 200万バーツ以下の債権（改正前 50万バーツ以下）

- (1) 債務の支払請求を行い、当該事案に対して適切な範囲で債務を督促する。又は、
- (2) 債務者に対して民事訴訟を提起し、裁判所が執行命令を出す。又は、
- (3) 債務者に対して破産訴訟が提起され、裁判所が執行命令を出す。且つ、
- (4) (2) または (3) による訴訟について、企業の取締役は、書面にて会計年度の末日から30日以内に債権の償却を承認する。※

3. 20万バーツ以下の債権（改正前 10万バーツ以下）

- (1) 債務の支払請求を行い、当該事案に対して適切な範囲で債務を督促する。且つ、
- (2) 回収見込額以上の訴訟費用が見込まれることを立証できること。

※ 2020年に始まる企業の会計年度について、この法規で規定された30日という期限は、会計年度の末日から60日または省令 No.374 の発効日から60日のどちらか遅いほうに延長されています。2021年以降に始まる企業の会計年度については、取締役はこの法規に規定された30日以内に償却を承認するものとします。

<民商法改正による利息軽減について>

2021年4月11日に施行された民商法 B.E.2564(2021)改正の勅令によれば、非金融機関の貸し手または債権者が請求し、その非金融機関に支払う利息は、以下の様に改正されました。

本改正は、特に金利やデフォルト金利を規定していない契約にとっては有益となります。

1. 民商法第7条における利率

負債または債務に係る利息は、契約で明示的に別途合意されているか、他の法律で別途明確に定められていなければ、年利3%（年利7.5%から軽減）とする。この3%の利率は変更可能であり、通常、財務省（MOF）が3年毎に利率を見直すものとする。

2. 民商法第224条における遅延利息や利息の重複の不可

新たな延滞利息は、第7条の利息に年利2%が加算される。但し、債権者は、その利息より高い利率に法的根拠がある場合、高い利息を請求できる。利息は複利であってはならない。

3. 民商法第224条1項により、支払いを遅延した当該元本額のみが遅延利息がかかることが追加

債務者が分割払いで分割支払い金の支払いを怠った場合、債権者は、支払いを怠った元本に対してのみ、遅延利息を請求できる。第224条1項に反する契約条項はいかなるものも無効とする。